

令和3年2月24日招集

茂原市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和3年3月5日（金）午前10時00分開議

- 第1 報告第1号から第3号、
議案第1号から第38号並びに
諮問第1号の質疑後委員会付託
- 第2 休会の件

茂原市議会定例会会議録（第4号）

令和3年3月5日（金）午前10時00分 開議

○議長（ますだよしお君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（ますだよしお君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

報告第1号から第3号、議案第1号から第38号並びに諮問第1号の質疑後委員会付託

○議長（ますだよしお君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「報告第1号から第3号、議案第1号から第38号並びに諮問第1号の質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。竹本正明議員。

○20番（竹本正明君） 報告第1号について質問いたしますが、この専決処分は、コロナに関わるひとり親家庭への支援ということだろうと思いますが、まず、3つほど質問いたします。

ひとり親の定義もしくはその範疇というのは何か。そしてまた次に、給付金の額は出ているんですが、1世帯幾らの給付になるのか。また、給付世帯と給付人数は何名なのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長 花沢春雄君。

○福祉部次長（花沢春雄君） ひろ親の定義でございますが、父母等の離婚等により、18歳に達する日以後の3月31日までの児童、いわゆる高校3年生までの児童を監護する母親、児童を監護し、かつその児童と生計を同じくする父親、または父母に代わってその児童を養育している方、祖父母等となっております。

続きまして、1世帯幾らの給付額かでございますけれども、給付額につきましては、令和2年6月分の児童扶養手当を受給している世帯や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少している世帯を対象として、1世帯あたり5万円、第2子以降は1人につき3万円を加

算して支給いたしました。具体的には、お子様が1人の世帯は5万円、お子様が2人の世帯は8万円の支給となります。

続きまして、給付世帯と給付人数のご質問でございますけれども、給付金の対象となる令和2年6月分の児童扶養手当を受給している世帯は641世帯、対象児童は952人となっております。また、児童扶養手当を受給していないものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少している世帯は108世帯、対象児童数は166人となっております。合計いたしますと、給付世帯数は749世帯、給付対象児童数は1118人でございます。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。竹本正明議員。

○20番（竹本正明君） もう一点。ひとり親の範疇を今聞きました。例えば、ひとり親ですが、同棲しているとか、あるいは出入りのそういうものがあるとした場合の対応というのは、どのように考えているんですか。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。福祉部次長 花沢春雄君。

○福祉部次長（花沢春雄君） いわゆるそのような事実婚の場合につきましては、市のほうで調査しまして、対象外となっております。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） さらに質問ありますか。竹本正明議員。

○20番（竹本正明君） もう一点だけ。今の答弁に対しまして、要するに、同棲状態にあるというのは調査で分かりますが、それ以外で、女性にしても男性にしても、恋人がいて出入りして子どもを見たりしているという状況が見られるとすると、その辺はどう調査しますか。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。福祉部次長 花沢春雄君。

○福祉部次長（花沢春雄君） そのような場合は、周辺からの通報等もたまにありますので、厳正に調査して対処しております。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。竹本正明議員。

○20番（竹本正明君） 第2号の専決処分のことですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の国庫支出金の補正がありました。4億700万円余の予算の配分がありましたが、その中で、予防接種委託料はどの範囲の委託料なのか、お尋ねいたします。

もう一つ、コールセンター業務委託料の内容について、また、医療従事者への接種医療機関が10か所の病院で接種するとのことでありましたが、住民接種も10か所の医療機関で実施する

のか、また、この予算で足りるのかお尋ねいたします。

○議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 地引加代子君。

○市民部次長（地引加代子君） 予防接種委託料の2億4400万円余についてですが、新型コロナワクチンと同様に、個人の重症化予防を目的とする高齢者インフルエンザ予防接種の接種状況を参考に、全市民8万8276人が1人2回接種、接種率60%と見込んで積算いたしました。接種にかかる費用は全国統一で、1回目、2回目とも1回につき税込み2277円、接種ができなかった場合の予診費用は税込みで1694円となっております。その後、2月15日の厚生労働省の厚生科学審議会において、接種対象として、16歳以上の方に努力義務が課せられたところでございます。

次に、コールセンター委託料の4900万円余でございますが、コールセンターにつきましては、3月中旬に長生郡市7市町村合同で、民間事業者へ委託し設置する予定となっております。委託料の内容ですが、住民からの新型コロナワクチン接種に関する問い合わせや相談、ワクチン接種の予約受付やその管理、予約システムの構築等の運営に係る費用と、コールセンター設置に係る費用となります。なお、コールセンターの設置場所につきましては、現在協議を進めておりますが、受託事業者が用意する場所としております。

次に、住民接種も10か所の医療機関で実施するのかということですが、現在のところ、医療従事者等の優先接種を10か所の医療機関で行う予定であり、その準備を進めております。高齢者をはじめとする住民の方の接種に際しましては、接種場所となる医療機関を茂原市長生郡医師会の協力により増やす予定となっております。

また、4億円の予算で足りない場合ですが、接種の状況によって不足が生じることも考えられますので、その場合には、早急に国、県と協議して対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。竹本正明議員。

○20番（竹本正明君） もう一点、長生郡市でコールセンターを共用してその費用を負担しているかということの答弁でしたが、この4900万円というのはコールセンター設置茂原負担分なのか、それとも長生郡市負担分なのか、その辺はどうなんですか。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。市民部次長 地引加代子君。

○市民部次長（地引加代子君） 4900万円は茂原市の負担分となっております。以上です。

○議長（ますだよしお君） さらに質問ありますか。

○20番（竹本正明君） いや、ありがとうございました。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第1号「令和2年度茂原市一般会計補正予算（第9号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第2号「令和2年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第3号「令和2年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第4号「令和2年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第5号「令和2年度茂原市下水道事業会計補正予算（第2号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第6号「令和3年度茂原市一般会計予算」についてであります。本案は、議会運営委員会の協議に基づき予算審査特別委員会を設置し、その席で細部については審査を願うこととし、本議場においては、市長の政治姿勢に係る大綱のみについて質疑を願うこととしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

それでは、議案第6号「令和3年度茂原市一般会計予算」について、大綱的な質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第7号「令和3年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について

質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第8号「令和3年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第9号「令和3年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第10号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第11号「令和3年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第12号「令和3年度茂原市下水道事業会計予算」について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第13号「茂原市基本構想及び基本計画を定めることについて」質疑を許します。飯尾 暁議員。

○1番(飯尾 暁君) それでは伺います。コロナ感染が広がる中で激変した情勢でございますが、また生活様式の変化がこの構想や計画にどう生かされているのかということをお聞きいたします。

○議長(ますだよしお君) 当局の答弁を求めます。企画財政部次長 中村一之君。

○企画財政部次長(中村一之君) 総合計画の中では、序論の時代潮流の中で、地震や風水害などの自然災害とともに、新型コロナウイルス感染症が人々の生活や経済に大きな影響を与えたことについて記述をしております。また、6つの基本政策の健康福祉の中では、誰でも自分らしく、健康に暮らせる町を基本として、健康で豊かな生活の実現や地域医療の体制の整備を施策として掲げておりますので、これらの施策を充実することでコロナ感染症に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(ますだよしお君) 再質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 古くなりますけど、80年代の中曽根内閣以来、急激に推し進められてまいりました新自由主義的な政治運営でございますが、これは効率主義的政策、無駄は削るといって、必要なものまで削ってきた。病院や病床、お医者さんや看護師、保健所など、保健所なんてすごく顕著ですけれども、半分ぐらいになったところがあります。お金がかかるということで減らされてきたわけでありましてけれども、これが今の惨状を招いている。これは新自由主義そのものが問われているわけでありましてけれども、こういう情勢分析があまり詳しく行われていないようなので、今お聞きしたわけでありまして。

次にお聞きしたいのは、農村部での学校の廃校とか、農地集積などでコミュニティの破壊とか、小規模農家の切捨てが行われているような気がしてしょうがないわけです。これはいわゆる農村たたみと言っていいことが起こっているんです。本市はそういう政策を進めつつあるということで、このままでは、狭い茂原市の中で地域間格差が起きて、地域内集中が起ってくる。そんなに広いところじゃないけれども、都市部といたらおかしいけども、市街地への人の集中が起きてくるんじゃないか。こういうことが心配されているわけですが、そういうことで、市街地と農村部の発展のバランスということについては、どう考えていますか。

○議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。企画財政部次長 中村一之君。

○企画財政部次長（中村一之君） 総合計画においては、都心から60キロ圏内に位置する地理的優位性と豊かな自然環境を併せ持つことが本市の特徴であり、注目すべき点であると位置づけております。今後も都市と農村との地域特性に応じまして、バランスに配慮しながら、地域公共交通等の充実など、必要な取り組みを実施してまいります。以上です。

○議長（ますだよしお君） さらに質問ありますか。

○1番（飯尾 暁君） 結構です。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第14号「茂原市再生土の埋立て等規制条例の制定について」質疑を許します。常泉健一議員。

○21番（常泉健一君） それでは、議案第14号の第3条の定義についてお伺いしたいと思います。何人も再生土の埋立て等を行ってはならない。ただし、国または地方公共団体が発注する工事に係る再生土の埋立て等、その他規則で定める再生土の埋立て等である場合は、この限りではない。ここの定義について、質問をします。

再生土による埋立てを禁止することは、建設汚泥の十分な再生利用が困難になる状況となり

ます。結果的に建設コストの高騰を招く可能性があります。その点の考えを伺うと同時に、茂原市公共工事で建設汚泥を排出したとき、全ての埋立て等を廃止することは例外をもたらすものと苦慮いたします。茂原市の発注する工事はこの限りではないとなれば、茂原市さえよければいいとの考え方は、果たして本当の地域の発展になると言えるのかどうか。その辺について、お伺いをしたいと思います。

○議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。経済環境部次長 山本茂樹君。

○経済環境部次長（山本茂樹君） 公共事業等での再生土の埋立てについては、適用を除外しておりますので、建設コスト高騰の直接的な要因にはならないものと考えております。

それから、県内16の自治体では、再生土の埋立てによる被害を受けたことや未然防止の観点から、独自の規制をしており、そのうち13自治体では禁止している状況です。本市においても、先行して規制している自治体同様に、被害は出たくないとの思いで講じる施策であります。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。常泉健一議員。

○21番（常泉健一君） 千葉県条例が施行されているように、禁止ではなく再生土の質を規制するルールであるべきだと私は考えます。条例をどうしても施行するならば、今回の茂原市条例の再生土から建設汚泥を除外すべきと思いますが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。経済環境部次長 山本茂樹君。

○経済環境部次長（山本茂樹君） 県条例でも、汚泥などから処理工程を経て生じたものが再生土であると定義されており、本市としても、県条例との整合性を図る上で、建設汚泥だけの除外は考えておりません。以上です。

○議長（ますだよしお君） さらに質問ありますか。常泉健一議員。

○21番（常泉健一君） 国や県が推進している資源循環型社会の実現に対して、ある意味で背を向けることになりかねないと私は思います。その点いかがか、お伺いをいたします。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。経済環境部次長 山本茂樹君。

○経済環境部次長（山本茂樹君） 市民の生活の安全の確保や生活環境を守ることが大事であることから、再生土が間違いなく安全なものという確証が得られるまでの間、実際に被害が発生した本市として、規制していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第15号「茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第16号「茂原市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第17号「茂原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第18号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第19号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第20号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。飯尾 暁議員。

○1番(飯尾 暁君) それでは、学校統廃合事業の一端でございますけれども、この進め方で、やっぱり多くの問題を引きずっている、また、引きずってきた。この事業進行、いろいろありました。賛成、反対、すごいことになっています。住民も巻き込んでいます。この事業進行にあたって、どういうことを当局は学ばれましたか。

○議長(ますだよしお君) 当局の答弁を求めます。教育部次長 佐久間尉介君。

○教育部次長(佐久間尉介君) 学校の統廃合には賛成、反対、様々な意見がございます。教育委員会といたしましては、子どもたちにとってより良い教育環境を整えることを最優先に、保護者や地域にご理解いただけるよう説明に努めながら、今後も学校再編に取り組んでまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(ますだよしお君) 再質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番(飯尾 暁君) これ、どういう意思が働いているか。なかなか大きな意思があると思うんですけども、これ、携わってこられた市当局の皆さん、職員の皆さん、仕事に関しまして、この事業進行にあたりまして、ちゃんと誇りを持って仕事に従事されてきたかというのが非常

に気になるところでございます。これは答えは要りませんから、よく分析してください。私は大変なことになったと思っています。よろしくお願いします。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第21号「茂原市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第22号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第23号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） それでは、議案第23号の茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質問いたします。

この議案は第8期の介護保険事業計画においての保険料の見直しの内容なのですが、この見直しの内容について伺いたいと思います。第8期保険料の基準額が7期保険料に比べますと、月額100円、年額で1200円高くなっています。介護給付準備基金の残高が約6億9000万円余となっております。この基金全額を投入することにより介護保険料を引き下げよう、私、12月定例会でも一般質問をいたしました。被保険者の増加に伴い介護保険給付が増加している中で、基金を活用し、保険料が上がることを抑制することに努めたいというような答弁をいただいたわけです。第7期と比べ、介護給付費等どのように見込み、基金投入によってどれくらい保険料が抑制されたのか、また、取崩し後の基金残高についてはどうなっているのかを伺いたいと思います。

○議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長 花沢春雄君。

○福祉部次長（花沢春雄君） 第8期計画の介護給付費等につきましては、昨年来のコロナ禍において、被保険者の方の生活にも影響が出ている状況を受け、十分に精査し算出いたしました。第7期計画と比較して、3年間で15億2053万1000円増の243億6314万2000円と見込んでおります。介護給付費準備基金の今年度末残高は7億500万円余と見込まれ、このうち5億円を充当することで、保険料を当初算定した年額6万6744円から6万1200円に抑制いたしました。なお、取崩し後の基金残高は2億500万円余となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今ご答弁いただきまして、5億円ほどの基金を充てるということになっておりますけれども、現状の保険料で据え置くには、基金を幾ら取り崩せばよかったんでしょうか。それを伺いたいと思います。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。福祉部次長 花沢春雄君。

○福祉部次長（花沢春雄君） 介護給付費準備基金につきましては、計画期間3年間の介護給付費等が推計を上回った場合に、保険料の不足が生じないように、またコロナ禍などの不測の事態に備える意味でも、ある程度の残高が必要であると考えております。あと約1億円程度取り崩せば据え置くことは可能ですが、高齢化が進む中で、さらなるサービス利用の増加が見込まれること、第8期計画期間の介護報酬が0.7%の増額改定となったこと、令和6年から3年間の第9期計画期間中に団塊の世代が75歳以上になること、将来の急激な保険料の上昇を抑制することを踏まえ、基金から5億円を充当し、今回は月額100円の引上げとしたところでございます。以上でございます。

○議長（ますだよしお君） さらに質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 保険料を、この介護の対象者がどんどん増えているという説明もありましたし、実際そのとおりで、その中で月額100円に抑えたということは、それなりに評価はいたします。ただ、この保険料、まだ準備基金が2億円ほどあるというのなら、1億円取り崩せば、7期の保険料がそのまま据え置くことが8期でもできるというような試算がされているというのであれば、ぜひ1億円取り崩して、保険料を据え置くことはできないのでしょうか。このお金、介護給付費準備基金というのは、そもそも1号被保険者が保険料として納めたものがプールされているものです。だから、そもそもそのために使うということでは、何らおかしいことでもないし、むしろそういうところに投入すべきじゃないのかと。確かに、今ご説明いただいて、団塊世代がどんどん増えてくるというような、一方でありました。だから、それを投入すれば足りなくなる可能性もあるということで、多分こういう試算をされたんだと思うんですが、100円引き上げずに1億円取り崩せば何とかできるんじゃないかというような見込みがあるんだとしたら、そういう方向で検討されなかったのかと、このように思いますので、そのことを答弁していただきたいと思います。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。福祉部次長 花沢春雄君。

○福祉部次長（花沢春雄君） 県内の他市町村においても、介護給付費準備基金は一定の金額を残す予定と伺っております。介護保険の安定的運営及び不測の事態への対応のために、ある

程度の基金残高は必要であると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。
以上でございます。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第24号「茂原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第25号「茂原市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。竹本正明議員。

○20番（竹本正明君） 字句の改正とか、そういうものではありません。この条例自身が、私は、2000ページある茂原の例規集の中で、全部見ているわけじゃなかったんですが、こういう条例があるんだなということを知ったんですが、ぱっと考えてみれば、焼き畑農業とか、そういうような感じのに対する対応なのかなというような、自分勝手に考えたんですけども、この条例の意味するところ、また、どういう関係でこういうものが制定されたのか、その辺、お尋ねしたいと思います。

○議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。経済環境部次長 山本茂樹君。

○経済環境部次長（山本茂樹君） 茂原市火入れに関する条例は、森林法第21条に規定する造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑、採草地の改良の5項目の目的のため、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内の原野、荒廃地などにある立竹木、雑草、堆積物を面的に焼却する行為を許可する条例でございます。以上です。

○議長（ますだよしお君） 竹本正明議員。

○20番（竹本正明君） またお尋ねいたしますが、今、本当に、民家の近くとかそういうようなところでちょっとでもたき火したりなんかすると、すぐ消防署への苦情だとか、そういうような時代になっちゃっているわけですが、茂原市でこの条例に該当する事例というのはありましたか。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。経済環境部次長 山本茂樹君。

○経済環境部次長（山本茂樹君） 茂原市におきましては、現在までこの申請はございません。以上です。

○議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。竹本正明議員。

○20番（竹本正明君） もう一つ、今までないんだけど、森林法、国の法律に則ってこれを制定して、万一の場合の対応策として制定したと、こういうような理解でいいんですか。

○議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。経済環境部次長 山本茂樹君。

○経済環境部次長（山本茂樹君） そのとおりでございます。

○議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第26号「茂原市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第27号「茂原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第28号「茂原市畜産経営安定資金利子補給条例を廃止する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第29号「茂原市農業後継者育成事業資金利子補給条例を廃止する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第30号「茂原市果樹植栽事業資金利子補給に関する条例を廃止する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第31号「茂原市被害農林漁業者等に対する天災融資利子補給等に関する条例を廃止する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第32号「茂原市中小企業振興利子補給金及び事務費補助金交付に関する条例を廃止する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第33号「市道路線の認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第34号「市道路線の変更について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第35号「市道路線の廃止について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第36号「教育長の任命につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第37号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に議案第38号「損害賠償額の決定及び和解について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に諮問第1号「審査請求に関する諮問について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。

その氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(内山千里君) それでは、申し上げます。

3番 石毛隆夫議員、5番 平ゆき子議員、7番 向後研二議員、8番 杉浦康一議員、12番 山田広宣議員、13番 前田正志議員、15番 中山和夫議員、17番 鈴木敏文議員、19番 三橋弘明議員、21番 常泉健一議員、22番 市原健二議員。以上でございます。

○議長(ますだよしお君) 以上の11人を予算審査特別委員会委員に指名します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、総合計画特別委員会にその審査を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認めます。したがいまして、そのように決定しました。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号から第37号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがいまして、議案第36号から第37号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各所管委員会にその審査を付託します。

————— ☆ ————— ☆ —————

休 会 の 件

○議長(ますだよしお君) 次に、議事日程第2「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明6日から17日までは予算審査特別委員会審査、報告書作成等のため休会したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。したがいまして、そのように決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は3月18日午後1時から開き、議案並びに陳情の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午前10時42分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 報告第1号から第3号、議案第1号から第38号並びに諮問第1号の質疑後委員会付託
2. 休会の件

○出席議員

議長 ますだ よしお 君

副議長 前 田 正 志 君

1番	飯 尾 暁 君	2番	西ヶ谷 正 士 君
3番	石 毛 隆 夫 君	4番	岡 沢 与志隆 君
5番	平 ゆき子 君	6番	大 柿 恵 司 君
7番	向 後 研 二 君	8番	杉 浦 康 一 君
9番	はつたに 幸 一 君	10番	小久保 ともこ 君
11番	田 畑 毅 君	12番	山 田 広 宣 君
14番	金 坂 道 人 君	15番	中 山 和 夫 君
16番	山 田 きよし 君	17番	鈴 木 敏 文 君
19番	三 橋 弘 明 君	20番	竹 本 正 明 君
21番	常 泉 健 一 君	22番	市 原 健 二 君

☆

☆

○欠席議員

な し

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	豊田正斗君
教育長	内田達也君	理事	中村光一君
総務部長	山田隆二君	企画財政部長	麻生新太郎君
市民部長	久我健司君	福祉部長	関屋典君
経済環境部長	飯尾克彦君	都市建設部長	渡辺修一君
教育部長	岩瀬裕之君	総務部次長 (総務課長事務取扱)	田中正人君
企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	中村一之君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	地引加代子君
福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	花沢春雄君	経済環境部次長 (商工観光課長事務取扱)	山本茂樹君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	白井高君	都市建設部次長 (建築課長事務取扱)	高橋啓一君
教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	佐久間尉介君	職員課長	平井仁君
財政課長	木島成浩君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事務局長	内山千里
局長補佐	鶴岡隆之
議事係長	金坂賢